
I P O 3. 輸入植物検査申請

業務コード	業務名
I P C	輸入植物検査申請

1. 業務概要

「輸入植物検査申請事項登録」業務終了後、植物防疫所に対して輸入植物検査申請を行う業務である。

本業務は本システムのオンライン運用時間内であればいつでも行うことができるが、植物防疫所が申請を受付ける（メール形式で送付された申請を開封する）のは植物防疫所の執務時間内に限られる。

2. 入力者

全利用者（税関、厚生労働省（食品）、動物検疫所、植物防疫所、厚生局等、輸出証明書等発給機関は除く）

3. 制限事項

特になし。

4. 入力条件

（１）入力者チェック

システムに登録されている利用者であること。

（２）入力項目チェック

（Ａ）単項目チェック

「入力項目表」及び「オンライン業務共通設計書」を参照

（Ｂ）項目間関連チェック

なし

（３）システム状態チェック

本業務を行う場合は、植物検疫関連業務が手続き可能な状態であること。

（４）DB関連チェック

（Ａ）利用者

①「ユーザ情報DB」に登録されている利用者であること。

②輸入植物検査申請事項登録をした利用者と同じであること。

（Ｂ）輸入植物検査申請番号

①「輸入植物検査申請DB」に登録されていること。

②輸入植物検査申請事項登録完了済であること。

③無効でないこと。

④申請されていないこと。

（Ｃ）共通管理番号

共通管理番号関連処理のリンクを行う場合は、輸入植物検査申請事項登録業務で、共通管理番号関連処理が正常に終了していること。

（Ｄ）PC番号

「電子植物検疫証明書（ePhyto）の有無」に「Y」が設定されている場合は、発行国の電子植物検疫証明書（ePhyto）が「輸入植物検査申請DB」に登録されていること。

5. 処理内容

（１）入力チェック処理

前述の入力条件に合致するかチェックし、合致した場合は正常終了とし、処理結果コードに「00000-00000-00000」を設定の上、以降の処理を行う。

合致しなかった場合はエラーとし、処理結果コードに「00000-00000-00000」以外のコードを設定の上、処理結果通知の出力を行う。（エラー内容については「処理結果コード一覧」を参照。）

（２）輸入植物検査申請DB更新処理

輸入植物検査申請を行った日時及び処理結果等を「輸入植物検査申請DB」に更新する。

(3) 共通管理番号関連処理

共通管理番号関連処理のリンクの場合は、以下の処理を行う。

(A) 共通管理番号管理処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「共通管理番号管理処理」を参照

(B) 輸入申告等情報への登録処理

オンライン業務共通設計書の別紙D10「共通管理番号関連機能」の「輸入申告等情報への登録処理」を参照。

(4) 出力情報出力処理

入力された申請番号により「輸入植物検査申請DB」を検索し、後述の出力情報出力処理を行う。出力項目については「出力項目表」を参照。

6. 出力情報

情報名	出力条件	出力先
処理結果通知	なし	入力者
植物、輸入禁止品等 輸入検査申請控情報	なし	入力者

7. 特記事項

特になし。